# 〇和歌山県生活交通対策地域協議会の概要

和歌山県では、平成12年4月の道路運送法改正法の衆・参議院附帯決議、並びに平成12年6月29日付け運輸省自動車交通局企画課長通知により、県内における生活交通としての自動車交通について、協議、調整を行うため、和歌山県生活交通対策地域協議会を設置しています。

## 【協議事項】

協議会では、原則として複数の市町村にまたがる自動車交通に関する次の事項について協議します。

- (1) 生活交通の確保方策に関すること
- (2) 生活交通のあり方に関すること
- (3) その他必要な事項

#### 【構成員】

協議会は紀北・紀中・紀南の3区域に地域協議会があり、それぞれの区域を運行するバス事業者と沿線市町村をはじめとして次の委員が構成員となっています。

会 長:和歌山県企画部長

副会長:国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局長

委員:近畿運輸局自動車交通部長

県内全市町村長

県内全乗合バス事業者

(社)和歌山県バス協会会長

和歌山県交通運輸産業労働組合協議会バス部会長

(社)和歌山県タクシー協会会長

和歌山県生活学校連絡協議会会長

### 【その他】

協議会の円滑な運営を図るため必要に応じて部会を設置することができます。また、市町村は地域協議会の分科会として地域公共交通会議を開催することができます。

## ※和歌山県生活交通対策地域協議会設置要綱